国立大学法人電気通信大学無期労働契約転換に関する規程

制定 平成29年3月22日規程第112号最終改正 令和5年6月19日規程第9号

第1章 総則

(趣旨)

- 第1条 この規程は、労働契約法(平成19年法律第128号)第18条に基づき、国立 大学法人電気通信大学(以下「本学」という。)に期間を定めて雇用される職員(以下 「任期付職員」という。)について、期間の定めのない労働契約(以下「無期労働契約」 という。)への転換の申込みができることとなる雇用更新(以下「無期転換権発生に係 る雇用更新」という。)及び無期労働契約へ転換するための申込み手続き等に関し、必 要な事項を定めるものとする。
- 2 任期付職員のうち事務補佐員、技術支援員及び技能補佐員(以下「事務系非常勤職員」 という。)の無期転換権発生に係る雇用更新等については、この規程の定めによるもの のほか、別に定める「国立大学法人電気通信大学非常勤職員の雇用期間の特例に関する 規程」による。

(定義)

- 第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 部局 国立大学法人電気通信大学組織規則に定める組織のうち任期付職員が所属する組織をいう。
 - (2) 部局長 前号に規定する部局の長をいう。
 - (3) 教授会等 部局の教授会又は運営委員会をいう(教授会又は運営委員会が置かれない部局にあっては、これらに準じた会議又は委員会であって当該部局の人事について 審議するものとし、それらがない場合には、教員系人事調整委員会又は事務系人事調整委員会とする。)。
 - (4) 雇用責任者 任期付職員の雇用に際し、雇用の提案をした組織(部局又は部局における内部組織をいう。) の長又は採用申請を行った者(当該者に相当する職にある者を含む。) をいう。

第2章 無期転換権発生に係る雇用更新

(無期転換権発生に係る雇用更新の申し出)

第3条 雇用責任者が、任期付職員(事務系非常勤職員を除く。以下次条及び第5条において同じ。)について、当該任期付職員の労働契約を更新した場合に、労働契約法第18条第1項の規定に基づく期間の定めのない労働契約への転換を申し出る要件(科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年6月11日法律第63号)第15条の2又は大学の教員等の任期に関する法律(平成9年6月13日法律第82号)第7条が適用される場合にあってはその要件とする。以下「無期転換申出要件」という。)を満たすこととなる場合において、当該任期付職員の労働契約の更新を希望す

るときは、無期転換権発生に係る雇用更新申出書(別紙様式1)により、部局長に申し出るものとする。

2 前項の申し出は、当該任期付職員の労働契約が満了する6か月前までに行わなければ ならない。

(部局における審議)

- 第4条 部局長は、前条第1項の規定に基づく申し出があったときは、教授会等において 審議するものとする。
- 2 前項の審議は、当該任期付職員の在任中の勤務態度、業績等の評価及び無期労働契約 に転換した場合に当該任期付職員に係る退職日までの人件費の当該部局における措置 方法について行うものとする。
- 3 教授会等は、第1項の審議に当たり、必要に応じて、確認書類の要求、対象者への面接等の措置を行うことができる。

(部局における審議の期限)

- 第5条 部局長は、前条に規定する審議を当該任期付職員の労働契約が満了となる日の4 か月前までに終了しなければならない。
- 2 部局長は、前項の審議の結果、当該雇用期間の更新を可とした場合は、無期転換権発生に係る雇用更新申請書(別紙様式2)により学長に申請するものとする。

(無期転換権発生に係る雇用更新の可否の決定等)

- 第6条 任期付職員の無期転換権発生に係る雇用更新の可否は、前条の申請を受け学長が 決定する。
- 2 前項の決定は、当該任期付職員の労働契約が満了となる日の3か月前までにしなけれ ばならない。
- 3 学長は、第1項の決定について、結果通知書(別紙様式3)により速やかに部局長に 通知するものとする。

第3章 無期労働契約転換の申込み

(申込み)

- 第7条 無期転換申出要件を満たす者又は前条第1項に基づき無期転換権発生に係る雇用 更新が可となった者のうち、無期労働契約への転換の申込みをしようとする者(以下「申 込者」という。)は、原則として、労働契約期間が満了する日の60日前までに、無期 労働契約転換申込書(別紙様式4)を学長に提出するものとする。
- 2 前項の申込みがあった場合、学長は、無期労働契約転換申込受理通知書(別紙様式5) (以下「受理通知書」という。)を申込者に交付するものとする。 (取下げ)
- 第8条 申込者は、受理通知書の交付を受けた後に第7条第1項の申込みを取下げようとするときは、原則として、任期又は労働契約期間が満了する日の30日前までに、無期労働契約転換取下げ書(別紙様式6)を学長に提出するものとする。

第4章 無期労働契約転換後の労働条件 (無期労働契約への転換)

- 第9条 第7条の規定に基づき、無期労働契約への転換を申し出た任期付職員については、 現に締結している雇用契約期間が満了する日の翌日から、無期労働契約とする。 (定年)
- 第10条 前条の規定に基づき、無期労働契約となった者(以下「無期転換職員」という。) の定年は、満65歳とし、定年に達した日以後における最初の3月31日をもって退職 とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、前項の定年年齢に達した日以後に無期転換職員となった者 については、無期転換職員となった日を当該定年年齢に達した日とみなし、その日以後 の最初の3月31日に退職する。

(解雇

- 第11条 無期転換職員については、当該職員に適用される就業規則に規定するもののほか、 次の各号に掲げる業務上やむを得ない事由に該当するときは解雇することができる。
 - (1) 担当する授業、組織又は業務が廃止された場合
 - (2) 担当する授業の曜日及び時間に勤務できない場合 (その他の労働条件)
- 第12条 前3条に定める労働条件以外の無期転換職員の労働条件については、次の各号に 掲げる場合を除き、無期労働契約に転換することとなる日の前日に当該職員に適用され ていた労働条件と同一の労働条件とする。
 - (1) 他の職員と業務を分担する等のため年度等により行う職務内容、勤務日及び勤務時間を変更する場合
 - (2) 就業規則その他の規程等の規定の改正により労働条件を変更する場合 (無期転換職員以外の職員にも適用される労働条件の変更に限る。)
 - (3) 本学と無期転換職員が合意のうえ、当該職員の労働条件を変更する場合

第5章 雑則

(雑則)

- 第13条 この規程に定めるもののほか、無期労働契約への転換に関し必要な事項は、別に 定める。
- 2 特別の事情によりこの規程の定めにより難い場合は、教授会等及び教育研究評議会の 議を経て学長が別段の取り扱いをすることができるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。 (平成25年4月1日施行非常勤職員就業規則附則第2項適用者等の特例)
- 2 平成25年4月1日施行の国立大学法人電気通信大学非常勤職員就業規則附則第2項 の適用を受ける任期付職員及び非常勤職員就業規則第9条の2第3項の適用を受ける 者のうちこの規程施行の日において平成25年3月31日以前から継続して在職する 任期付職員については、無期転換権発生に係る雇用更新にあたり、第3条から第6条ま での申出、審議、申請及び決定は要しないものとする。

附 則 (平成31年3月28日規程第127号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月14日規程第42号)

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月25日規程第52号)

(施行期日)

1 この規程は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現にあるこの規程による改正前の様式(次項において「旧様式」 という。)により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみ なす。
- 3 この規程の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り 繕って使用することができる。

附 則 (令和4年11月16日規程第59号)

この規程は、令和4年11月16日から施行する。

附 則 (令和5年6月19日規程第9号)

- 1 この規程は、令和5年6月19日から施行する。
- 2 この規程による改正後の第10条第1項の規定にかかわらず、令和13年3月31日 までの間における次の各号に掲げる無期転換職員の定年は、次表の左欄に掲げる期間に おいて、それぞれ右欄に掲げる年齢とする。
 - (1) 特定任期付職員(特任教員、特任研究員及び特任研究支援員を除く。)
 - (2) 非常勤職員(事務補佐員、技術支援員及び技能補佐員に限る。)

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	満61歳
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	満62歳
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	満63歳
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	満64歳

3 前項の規定により満65歳未満の年齢を定年年齢とされた無期転換職員が、定年退職の30日前までに再雇用を申し出たときは、当該定年退職した日の翌日から満65歳に達する日以後の最初の3月31日までの間、1年を超えない範囲の期間(3月31日までの期間に限る。)を定めて採用し、更新することができる。

(元号) 年 月 日

(部局長職名)(氏名)殿

所属・職名氏 名

無期転換権発生に係る雇用更新申出書

下記の者につき、(元号) 年 月 日をもって任期満了となるに当たり、国立大学法人電気通信大学無期労働契約転換に関する規程第3条の規定に基づき、無期労働契約への転換要件を満たすものとなる雇用期間の更新について、下記のとおり申し出ます。

記

所 属・職 名									
氏 名					生	:年月日			
当初採用日	(元号)	年	月	日					
現在の任期	(元号)	年	月	日	\sim	(元号)	年	月	日
現在の人件費支弁									
経費									
無期となった場合			年	3月3	1 🏻				
の定年退職予定日			+-	эдэ	1 11				
退職までの人件費									
措置方法									
無期転換権発生に 係る雇用更新を希 望する理由等									
当該職員の業務内									
容及び勤務態度、	(別紙と)	して添作	けのこ。	노。)					
業務等の評価									

※複数名について記載する場合、上記以外の項目を要する場合等にあっては、連記とするなど適宜書式を変更してよい。

学 長 殿

(部局長)職 名

氏 名

無期転換権発生に係る雇用更新申請書

下記の者につき、(元号) 年 月 日付けで国立大学法人電気通信大学無期労働契約 転換に関する規程第3条の規定に基づき、無期転換権発生に係る雇用更新の申し出があっ たため(元号) 年 月 日開催の (会議)において審議の結果、当該申出対象者に ついて無期転換権発生に係る雇用更新について以下のとおり申請しますのでご承認下さ いますようお願いします。

記

	所 属・職 名									
対象者	氏 名					生年月日				
	当初採用日	(元号)	年	月	日					
	現在の任期	(元号)	年	月	日 ~	(元号)	年	月	日	
	無期となった場合 の定年退職予定日	年 3月31日								
申出	岩									
申出										
退職方法	哉までの人件費措置 ま									
申し	出を可とした理由									

- ※無期転換権発生に係る雇用更新申出書(別紙様式1)を添付のこと。
- ※複数名について記載する場合、上記以外の項目を要する場合等にあっては、連記とするなど適宜書式を変更してよい。

別紙様式3 (第6条関係)

(元号) 年 月 日

(部局長) 職名

氏名 殿

> 学 長

無期転換権発生に係る雇用更新決定通知書

国立大学法人電気通信大学無期労働契約転換に関する規程第6条第3項に基づき、下記 のとおり無期転換権発生に係る雇用更新について決定しましたので通知します。

記

対象者所属職名・氏名:

無期転換権発生に係る雇用更新について 許可する ・ 許可しない

無期転換権発生に係る雇用更新を許可しない理由(許可しない場合のみ記入)

※複数名について記載する場合にあっては、適宜連記とするなど書式を変更してよい。

無期労働契約転換申込書

提出日 年 月 日

国立大学法人電気通信大学長 殿

申 込 者 (署名又は記名押印)

所属 • 職名

氏 名

私は、現在の有期労働契約の契約期間の末日までに通算契約期間が(5年・10年)を超えますので、労働契約法第18条の規定に基づく期間の定めのない労働契約への転換の申込みをします。

無期労働契約転換申込受理通知書

年 月 日

(申込者) 殿

国立大学法人電気通信大学長印

貴殿から 年 月 日に提出された無期労働契約転換申込書について、受理したことを通知します。

無期労働契約転換取下げ書

提出日 年 月 日

国立大学法人電気通信大学長 殿

申 込 者 (署名又は記名押印)

所属・職名

氏 名

私は、 年 月 日付けの労働契約法第18条の規定に基づく期間の定めのない労働契約への転換の申込みを取下げます。